

『十三夜』に描かれた離縁状

（女性を保護した “三くだり半”）

河 森 計 二

『十三夜』は、（上）と（下）の二部構成となっており、（上）では高級官吏・原田勇のもとへ嫁いだ主人公・お関が、原田との結婚生活に我慢できず、離縁状を望み、実家を訪れる場面から始まる。

『十三夜』に関する考察は先学により種々展開されてきたところであるため、ここではあえて割愛させていただき、本稿では『十三夜』に描かれた「離縁状」とは、実際には如何なる意味をもつものであったか検討することにとどめたいと思う。

さて、離縁状が用いられていた当時、「離縁」という言葉は現在と違った用いられ方をしていた。現行民法では、養子縁組の解消に限られており、婚姻関係の終了は「離婚」という語が用いられている。しかし、離縁状が用いられていた江戸時代、明治時代初期においては、離婚のことを通常、養子縁組と同様に「離縁」と呼んだ。後述する「公事方御定書」では「離別」という語も用いられていた（後に幕府は離婚に離縁という語を用い、これに対して、武士の場合には、養子離縁のときは、養子差戻と称して区別された）が、この語は離婚だけに限られ、養子関係の場合には用いられなかった（本稿では、「離縁」という語を用いるにあたり、婚姻関係の終了という意味に限定して用いることとする）。

ところで、一般に「離縁状」というと、夫が自分の意のままに一方的に妻を追い出し、「離縁状」をたたきつけられた妻は泣く泣く

実家へ戻っていくというイメージがわくであろう。このような夫の意思による一方的な追い出し離婚を「夫専権離婚」という。夫専権離婚説は、従来、通説的立場にたつものであったが、最近の学説では、これに疑問を呈するものが有力になりつつある。

すなわち、当時の庶民離婚の実態はさまざまで、その多くは協議離婚によるものであり、このことは「離縁状」に現れているというものである。

○明治前期の離婚制度

『十三夜』のなかでお関は、父・斎藤主計に「何うぞ御願ひで御座ります離縁の状を取って下され」と懇願している。妻・お関が夫・原田勇との離婚を決心し、離縁状をもらってほしいと懇願しているのである。

ここではまず、一葉が歩んだ明治前期のわが国の離婚制度をみると、その態様は大きく三つに分けられる。まず、裁判所が離婚に介入し、その判断に委ねられる「裁判離婚」。行政官庁に離婚を願ひ出てその許可を要する「願出離婚」、そして戸籍への登記をもって離婚が成立する「届出離婚」である。

「願出離婚」・「届出離婚」は、夫婦間にて離婚の協議が整った際に認められるものであり、後述する戸籍法が施行されてからは、「届出離婚」によるものが多く見られる。では、妻側からの裁判による離婚請求は認められていたのか。このことは次の太政官布告に根拠を見出すことができる。

明治六（一八七三）年五月十五日に施行された太政官布告第六百十二号では、「夫婦ノ際已ムヲ得サルノ事故アリテ其婦離縁ヲ請フト雖モ夫之ヲ肯ONSEス之ガタメ數年ノ久ヲ経テ終ニ嫁期ヲ失ヒ人民

自由ノ權理ヲ妨害スルモノ不少候自今右様ノ事件於有之ハ婦ノ父兄弟或ハ親戚ノ内付添直ニ裁判所へ訴出不苦候事」と、それまで妻がもたなかった離婚請求権を裁判上認めている。

また、この布告の基礎となつた同年五月七日の司法省伺では、次のように述べている。

「夫婦ノ間不和又ハ其他ノ仔細ニテ到底縁不相成モノ婦ヨリ離婚ヲ乞フニ至テ其夫故ニ牽制シテ數年ヲ経ルト雖モ其離婚ヲ承諾セス剩サヘ他ノ婦ヲ入ル、等ノ醜風民間ニハ此々トシテ有之候処其婦ニ於テハ一度嫁シテハ夫ノ離婚状ヲ得サレハ更ニ嫁スルコト能ハス荏數年ヲ過ルニ及ンテハ年齢既ニ老ヒ再ヒ嫁スル能ハサルニ至リ依テ一生ヲ誤スルモノ不少憫然ノ至ニ有之右ハ元來一定ノ法則モ無之ヨリ婦人ノ權利ヲ抑制スルコト可虐ノ所行ニ相渉リ夫ニ於テハ靦然トシテ怪マス嫁ニ於テハ告訴スル処ロナク傍人モ亦如何トモスル能ハサルニ至ルコト實ニ盛世ノ瑕瑾ニ有之尤モ不日民法御施行相成候ハズ右等ノ醜風ハ一洗可致候ヘ共差向当分ノ処右訴訟ヲ開キ裁判所ニ於テ其事情ヲ酌量シテ審判ヲ遂ケ其權利ヲ保全セシメ候様致度ニ付別紙ノ振合ヲ以テ御布告相成候様致度見込ニ有之候依テ為御參酌此段相伺候也」(『太政類典』第二編三三〇卷十九)。

夫婦不和等の理由により婚姻関係を継続しがたいにもかかわらず、夫が故意に離婚に反対して、そのために妻が再婚することができず一生を誤るものが少なくないが、これは婦人の權利を不当に抑制するものであるから、民法が施行されるまでは、裁判所は訴訟を受理して裁判を遂げ、妻の權利を保全したいといっているのである。

明治時代、離婚状が事実たる証拠に過ぎなかったとしても、あとで裁判になり夫から訴えられた際に、離婚状があれば妻の主張が認められる可能性が高くなるが、離婚状がない場合、妻側は極めて不

利な立場に立たされるであろう。

妻が離婚状をもらうことができない場合を想定したこの布告は、法律上、妻側からの離婚請求権を認めることにより、妻の法律上の地位を進展させたものととらえることができる。しかし、だからといって、妻の夫に対する地位が飛躍的に進展したかというところにも解しえない。すなわち、妻の離婚請求権が認められたとしても、どのような理由に基づいて離婚が認められるかが問題である。布告の文言上、「已ムヲ得サルノ事故」がある場合に、訴えでることが認められているが、「已ムヲ得サルノ事故」とは一体何を指すのか不明確である。司法省の想定する範囲としては、司法省伺を見る限り、公序良俗に反する離婚の承諾拒否について、妻の再婚機會の保護ということをいっているようであるが、具体的にはどのような場合を想定しているのか不明である。よって、裁判上離婚を請求する途を講ずるのではなく、このことから後述するように、民法施行以前、離婚状が慣行として残った理由を見出すことができる。

○「離婚状」は「再婚免状」

離婚状についても、明治四(一八七二)年制定の戸籍法により、離婚にはその旨届け出ること足り、夫が妻または妻方に離婚状を付与することは、事実上の証明に過ぎず、法的には不必要となつた。しかし、実際におこなわれていた離婚の多くは、夫婦間における協議に基づいてなされたものと推測され、仮に妻からの離婚請求をしたとしても、夫婦間における協議の末、文言上は夫の専權離婚の形式に基づいて離婚状、いわゆる「三くだり半」が書かれることが慣行であつた(法律上の要件ではない)。このことは、戸籍法施行後の明治七年及び明治十四年に書かれた「離婚状」が存在することか

らも明らかであり、明治政府が明治十三年に刊行した『全国民事慣例類集』に、「凡ソ離縁ニ及ブトキハ嫁具ヲ嫁家ヘ引渡し送籍ヲ戻シ夫ヨリ自筆ノ離縁状ヲ婦ニ付与スル事一般ノ通例」であるとされていることから認められるところである。

では、実際の離縁状はどのような書式であったのか。離縁状をみると様々な書式がみられるが、通例としては、表題、本文、作成日付、差出人、名宛人という形態をとっていたようである。典型的な「離縁状」の書式をあげると次のようなものがある。

一札之事

一、此度はると申者、勝手ニ付暇遣申候

処実正也、然ル上ハ、右はる儀何方

へ縁付仕候共、此方ニ一言之申分無之

候、為後日暇状仍て如件、

牛十一月

孫七^⑦

おはる殿

〔東大法学部研究室所蔵、石井良助『日本婚姻法史』〕

その内容を見ると、妻を離婚したこと（離婚申渡文言）と、以後誰と再婚しようともかまわない（再婚許可文言）という二つの要素からなりたっていることがみてとれる。すなわち、「離縁状」とは、単に離婚をしたという確証を得るだけのものではなく、さらに、離縁後、女性が再び「他家」へ嫁ぐ自由をも保証するものであった。

○離縁状が「示す」離婚原因

ここで取上げた離縁状には、離婚原因として「勝手ニ付」という

理由が記載されている。

離縁状にはさまざまな形態がみられるが、離縁状の記載内容をみると、次のように離婚原因を分類することができる。

- ① 理由を記載していないもの、「勝手につき」というもの
- ② 「家風に応じない・不相応」を理由とするもの
- ③ 「不熟・家庭不和」を理由とするもの
- ④ 「妻の不行跡」を理由とするもの
- ⑤ 協議離婚によるもの
- ⑥ 妻からの望みによるもの
- ⑦ 「妻の病身・夫の失踪」を理由とするもの

離縁状には具体的な離婚原因を記載されなかった。このことは、たとえ妻に離婚の原因があったとしても、「再婚免状」の性格上、具体的な原因をあえて明記しなかったものにとらえることができ、妻側に対する配慮であり礼儀であったと思われる。高木侃氏によると、このような慣用句を用いていることをみると、「実質的には非専権性（夫の専権離婚ではない）故に、無因性を表示する」のだと主張されている（高木侃「用文章にあらわれた離縁状の書式」古文書研究二十三（一九八四年）三十六頁）。

○なぜ「離縁状」が必要であったのか？

そもそも夫婦が離婚する際に、なぜ「離縁状」が必要であったか。このことは江戸幕府法をみると理解することができる。すなわち、公事方御定書下巻第四十八条によると、妻に離別状（離縁状）を与えずに別の女と結婚した夫は、「所拂の刑」に処せられ、夫から離別状（離縁状）を取らずに他家へ嫁いだ者は、髪を剃り親元へ帰さ

れるものとされていた。また、この女を縁付けた親と引取った男も過料に処せられたのである。

ここで注意が必要なのは、妻に対してのみ刑罰が科せられているのではなく、同様に、離縁状の不交付について、夫に対しても刑罰が科せられているということである。このことは、夫の離縁状交付は「権利」というよりも「義務」ととらえることが正しいように思われる。

夫が離縁状を交付した場合、妻は離縁状を取得する立場にあるが、夫には離縁状を交付したという証拠が残らないことになる。よって、夫にも離婚をしたという証拠を残す必要が生ずる。そこで夫が離縁状を交付した場合、妻側から離縁を承諾した旨の文書（「離縁状返り一札」、以下「返り一札」と呼ぶ。）を受け取る必要があった。

返り一札の内容も種々みられるが、まずは妻方による離婚の承諾が第一であり、そのほかに、先夫に執心・懸念はないという趣旨の文言、子の帰属、慰謝料、財産の返還や今後無心等はないなど、離婚をめぐるさまざまな問題が書かれている（高木侃『三くだり半と縁切寺』（講談社、一九九二年）九十八頁）。

これらのことを反対解釈すると、夫が一方的に妻を追い出すということが許されたわけではないことになる。つまり、離縁状の交付には妻側の承諾（返り一札）が事実上不可欠の要件となっていたのである。

建前として、夫が妻に離縁状を交付するということから、夫の専権的離婚を保護するもののように受け取られるが、以上みてきたように一概にそのようにいうことはできないであろう。

要するに、離縁状の交付により、夫は妻に配慮し、具体的な理由を付さずしてしたためたこと、夫が離縁状を交付するかわりに、妻

は返り一札をしたためたことをみていくと、夫の離婚勝手を許すものというよりは、妻側の離婚の意思が保護されていたことが伺える。

離縁状は単に離婚をしたという確証をさすだけのものではなく、以後、再婚をしようともお構いなしという性質をもつことから、『十三夜』に描かれた離縁状をどのように位置づけるべきか。（上）と（下）の関連付けとして興味深いものがある。いま一度検討に努めたいと思う。

〔付記〕

このたび、木村真佐幸先生（札幌大学）をはじめとします諸先生のおかげを持ちまして、「樋口一葉研究会会報」執筆という栄誉にめぐまれたことに感謝いたします。

筆者は現在、北海道大学大学院法学研究科博士後期課程（民法法（商法）専攻）に籍を置く者であります。なぜ会報の執筆にいたったか付記させていただくことをお許し願いますと、私は、学部、大学院修士課程を通じ、札幌大学にて木村真佐幸先生にご指導いただいております。当初、教養ゼミナールに参加させていただくかたちで木村先生にお世話になったのですが、この学部横断異学年構成の教養ゼミ単位取得後も、大学、大学院在籍中と続けて木村ゼミへの参加を認めていただいております（他のゼミ生も続けて自主的に参加し議論を続けております）。その間、樋口一葉研究会へも何度か同行をお許しいただき、諸先生からご教授賜り現在に至っている次第です。

したがいまして、本稿では、専門外の人間の不勉強な点が露呈するかたちとなりましたが、今後の検討課題とさせていただきます、諸先生のご教授を賜りますれば幸甚に存じます。